解散公告

当社は、令和七年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

長崎県大村市松並一丁目二四六番地一一

県央設備工業株式会社

代表清算人　矢野　義範

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

宮崎県延岡市長浜町二丁目二〇七六番地三

有限会社フカダ商店

清算人　深田　健二

解散公告

当社は、令和七年七月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

沖縄県豊見城市字豊崎一番地四一一

オリオン沖映合同会社

清算人　オリオンビール株式会社

職務執行者　亀田　浩

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年七月十八日神奈川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

神奈川県海老名市中新田二丁目一二番三三号

綾瀬市早川中央土地区画整理組合

代表清算人　中村　一幸

解散公告（第二回）

当公社は、令和七年七月十四日青森県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

青森県八戸市内丸一丁目一番一号

八戸市土地開発公社

代表清算人　石田慎一郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月五日京都地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

京都市北区紫野南花ノ坊町八番地の三

宗教法人水心会

清算人　弁護士　吉松　裕子

連絡先　京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル九階京都成蹊法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月二十三日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

大阪府岸和田市土生町二丁目一一番四三号

医療法人ひとみ会山本眼科医院

清算人　山本　起義

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年六月三十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

大阪府寝屋川市楠根南町二八番一〇号

医療法人嶋元医院

清算人　嶋元　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十四日佐賀地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙三五五一番地

宗教法人浄土宗西山観音庵

佐賀市駅南本町五―五サンシャインM二〇一号室

鬼塚・吉村法律事務所

清算人　弁護士　鬼塚　拓也

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月十九日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

福島県郡山市麓山一丁目二番九号

宗教法人神習教三山田村分教会

清算人　町田　敦

解散公告（第三回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

石川県珠洲市若山町中三二の部八番地

農事組合法人なか営農組合

清算人　寺家谷　勉

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月三十日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月五日

福井県越前市瓜生町三三字上岸ノ上二六―二

宗教法人上宮寺

清算人　白藤　昭武